平成２４年（フ）第１２３号
松江市東奥谷町40番地６
債務者　竹内　洋介
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福島　　薫
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５６号
函館市亀田本町62番17号
債務者　白石和佳子
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５５２号
埼玉県川口市芝中田２丁目35番20号　パークサイド芝302号、旧住所埼玉県川口市芝中田２丁目32番19号　サニーサイド芝302号
債務者　坂井　牧子（旧姓田原）
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２０号
さいたま市浦和区岸町４丁目26番１号　コスタ・タワー浦和202Ｃ
債務者　関根　円香（旧姓海藤）
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２３号
埼玉県川口市戸塚４丁目28番27号　エクセレントソシア105号
債務者　小山内　裕
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８０号
さいたま市北区東大成町２丁目201番地　赤芝コーポ101
債務者　中西　信子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７５号
さいたま市南区内谷７丁目３番29号　西浦和ハイツ201、旧住所埼玉県蕨市塚越６丁目３番11号　ハイラーク蕨304号
債務者　高木　　洋
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目５番704号
債務者　山田　一幸
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３８号
新潟県柏崎市米山台東4648番地２　市営米山台住宅２号棟222
債務者　高木　安子
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１６５号
愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目1988番地３第２平野荘105号
債務者　ＨＯＰＥＳＥＡ　ＪＡＰＡＮ　ＬＴＤ．こと　久芳　正弘
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２３号
名古屋市中区大井町４番７号　幸洋ビル503号
債務者　林　美智子
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５１号
愛知県瀬戸市本郷町201番地
債務者　菊池　礼子（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５号
群馬県利根郡みなかみ町鹿野沢137番地１、前住所群馬県太田市龍舞町316番地　緑荘
債務者　長谷川　基
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
群馬県利根郡片品村大字東小川3355番地３
債務者　小山　初美
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第７１６号
埼玉県和光市新倉２丁目20番９号　ホワイトヒル201、旧住所埼玉県和光市新倉２丁目19番45―604号　リーベスト和光Ⅱ
債務者　黒瀧美佐江
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６１号
さいたま市南区松本１丁目３番11号、旧住所さいたま市南区文蔵５丁目12番３号
債務者　小川　政孝
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６２号
さいたま市南区松本１丁目３番11号、旧住所さいたま市南区文蔵５丁目12番３号
債務者　小川　和子
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係